

# 入札説明書

この入札説明書は、「県立長野図書館外壁改修工事（以下「本工事」という。）」一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 競争入札に付する事項

別記1のとおり。

## 2 入札参加者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、前号に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により営業停止の処分を受けていない者であること。
- (4) 建築工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者であること。
- (5) 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月18日付け22建政技第337号）に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (6) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (7) 建設業法第3条の規定による建築一式工事に係る一般建設業の許可を有していること。
- (8) 社会保険加入の届出の義務を履行していない建設業者（届出の義務がない者は除く。）でないこと。
- (9) 長野県長野地域振興局管内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (10) 当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日の経営事項審査結果の通知を受けていること。
- (11) 当該入札公告日以前3ヶ月前の時点において、滞納している県税等徴収金がないこと。
- (12) 長野県発注の他の工事において設計図書不適合の場合の改造の請求を受けていない者であること。
- (13) 長野県発注の他の工事において、長野県建設工事等検査要綱（平成15年4月1日付け会検第1号）第9条に規定する文書による修補指示を受けていない者であること。
- (14) 長野県発注の他の工事において、履行遅滞に伴う催告の通知を受け、かつ、当該工事の完了期限経過後請負契約約款第31条に基づく工事完成の通知をしていない者でないこと。
- (15) 長野県発注の他の工事の入札において、長野県会計局公正入札調査委員会から協定して入札した入札書に該当すると認定され、入札に参加できない旨の通知を受けていない者であること。

## 3 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人は、設計図書、建設工事請負契約書（案）、入札説明書及び現場等を熟覧し、承諾の上で入札しなければならない。この場合において、当該設計図書等について疑義がある場合は、別記4に掲げる者に説明を求めることができる。ただし、入札後設計図書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、別紙様式による入札書を直接提出しなければならない。郵便、電話、電報、テレックス、ファックス、コピーその他の方法による入札は認めない。
- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとし、また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札の手続については、別記2のとおり。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、次の各項目に掲げる事項を記載した別紙様式による入札書を提出

- しなければならない。
- (ア) 工事名
  - (イ) 工事箇所
  - (ウ) 入札金額
  - (エ) 入札参加者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び一般競争入札参加申請書又は委任状へ押印した印鑑の押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）
  - (オ) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札に際し、当該工事等に係る工事費内訳書を提出しなければならない。ただし、第1回目の入札で落札者が決定しなかった場合は、落札決定後に落札者は落札額に対する工事費内訳書を提出しなければならない。
- (7) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額は原則として一致しなければならない。金額が一致していない内訳書及び積算金額を値引きした内訳書については不備がある内訳書として取り扱うものとする。ただし、積算価格について、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した入札書は、有効なものとして取り扱うものとする。
- (8) 工事費内訳書は次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
- (ア) 設計図書（いわゆる金抜設計書）のうち工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
  - (イ) 前項目と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
  - (ウ) (ア)、(イ)のいずれの場合にも工事費内訳書には、表紙（日付、発注者名、工事名、工事箇所、商号又は名称、住所、代表者名を記載の上、代表者印を押印。）を添付（様式は問わない。）するとともに、各内訳書には全葉と該当ページを記入すること。（1/5、2/5・・・のようにページを記載。）
- (9) 発注機関の長は、落札予定者から提出された工事費内訳書の審査を行うものとする。
- (10) 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに設計（契約）変更の対象とはならない。
- (11) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- (12) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え又は取消しをすることができない。
- (13) 入札参加者又はその代理人は、入札書を提出するときは、入札公告等において求められた義務を履行するために必要とする関係書類を併せて提出しなければならない。
- (14) 入札参加者又はその代理人が協定し、又は不穩の行動をなす等により競争入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。
- (15) 入札参加者又はその代理人の入札金額は、工事等の総額について見積もるものとする。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の108分の100に相当する金額を記載しなければならない。
- (16) 入札参加者又はその代理人は、請負代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無、支払回数等の契約条件を建設工事請負契約書（案）に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (17) 入札回数は2回とする。開札した場合において、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。ただし、第2回の入札を行っても落札者がいない場合は、第2回目の最低入札者と政令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約とする。なお、この場合の見積り回数は2回を限度とする。
- (18) 入札公告等により一般競争入札参加申請書を提出した者が、開札時に競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを条件にあらかじめ入札書を提出した場合において、当該者に係る資格審査が開札日時までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときは、当該入札書は落札決定の対象としない。
- (19) 開札の日時及び開札の場所は、別記2(1)及び(2)のとおり。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (21) 入札経過書の立会人欄には、前号の規定により立ち会った入札事務に関係のない職員が署名するものとする。

- (22) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (23) 入札参加者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは入札関係職員に競争入札参加資格確認通知書（以下「確認通知書」という。）及び身分証明書を提示し又はその写しを提出し、当該代理人は入札権限に関する委任状を提出しなければならない。  
入札参加者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、確認通知書の写し及び委任状を入札書と同時に提出しなければならない。
- (24) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札場を退場することはできない。
- (25) 入札参加者又はその代理人が、次の各号の一に該当する者の場合は当該入札会場から退去させる。又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。  
(ア) 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者  
(イ) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るための協定をした者
- (26) 入札参加者又はその代理人は、本工事に係る入札について他の入札参加者の代理人となることができない。
- (27) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。その場合、次の各項目に掲げるところにより申し出るものとする。  
(ア) 入札執行前にあつては、入札辞退届（別紙様式）を直接持参し、又は郵送（入札日の前日まで）に到達するものに限る。）して行う。  
(イ) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

#### 4 入札保証金

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において入札保証金を納付すべきこととされた場合にあっては、入札書の提出期限までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しなければならない。この場合の入札保証金又は入札保証金に代わる担保の額は、入札しようとする見積額に消費税及び地方消費税を加えた総額の100分の5以上とする。ただし、財務規則第127条各号に該当すると認められた場合は入札保証金の納付を免除する。  
なお、納付を免除した場合でも、落札者が契約を締結しない場合は、納めないこととした入札保証金に相当する額を納付しなければならない。
- (2) (1)の入札保証金に代わる担保は、次表に掲げるものとする。この場合において、担保として提供された証券が記名証券であるときは、売却承諾書及び委任状を添えるものとする。

区分	種 類	価 額
ア	国債又は地方債	債券金額
イ	特殊法人登記令（昭和39年政令第28号）第1項に規定する法人の発行する債券	額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額）の8割に相当する金額
ウ	金融機関の引受け、保証又は裏書のある手形	手形金額又は保証する金額（当該手形の満期の日が当該入札保証金を納付すべき日の翌日以後の日であるときは、当該入札保証金を納付すべき日の翌日から手形の満期の日までの期間に応じて当該手形金額を一般市場における手形の割引率により割り引いた金額又は当該割り引いた金額のうち保証する金額に応ずる金額）
エ	金融機関の保証する小切手	金融機関の保証する金額
オ	金融機関の保証又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社がする保証	金融機関又は左欄の保証事業会社が保証する金額

※下線の部分は契約保証金のみ適用する。

- (3) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金を納付書により納付しなければならない。
- (4) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のア又はイであるときは、証券を用意し別記5に掲げる指示に従うこと。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のウであるときは、手形を用意し、金融機関の保証が必要である手形のときは、金融機関の保証書を用意の上、別記5に掲げる指示に従うこと。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のエであるときは、小切手及び金融機関の保証書を用意し別記5に掲げる指示に従うこと。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金として納付する担保が(2)のオであるときは、当該保証書を添付して別記3に掲げる場所に提出しなければならない。
- (8) 入札参加者又はその代理人は、保険会社との間に長野県教育委員会を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、当該入札に係る保険証券を別記3に掲げる場所に提出しなければならない。
- (9) 競争入札が完結し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方となるべき者以外の者が納付した入札保証金等は、速やかにこれを還付する。また、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は当該競争入札に係る契約書を取りかわした後にこれを還付し、又は契約保証金の納付に振り替えるものとする。
- (10) 入札参加者又はその代理人は、入札保証金等の還付を受ける場合で、現金により納付を行った場合は、入札保証金還付請求書を提出するものとし、予算執行者は、入札参加者から適法な請求書を受領したときは、その日から14日以内に入札保証金を還付する。
- (11) 契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金等は、その者が契約を結ばないときは、長野県教育委員会に帰属するものとする。また、入札保証金の全部又は一部の納付を免除した場合においては、(1)で算定される金額を満たす最低金額から、既に納付された金額を差し引いた額を徴収する。なお、入札保証金には利子を付さないものとする。

## 5 無効の入札書

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- (1) 一般競争入札の場合において公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 同一人が入札した2通以上の入札書
- (3) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (4) 工事名、工事箇所及び入札金額のない入札書
- (5) 入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (8) 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について押印のない入札書
- (9) 納付した入札保証金の額が4の(1)による入札保証金に達しない場合の当該入札書
- (10) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書、又は未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 6 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) (2)の同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事

務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

- (4) 契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (5) 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
- (6) 落札者を決定したときは、その日から起算して5日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった入札者に口答又は電話により通知するものとする。
- (7) 落札者が、指定の期日までに契約書の取りかわしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (8) 落札者は契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を教育長に提出しなければならない。ただし、届出書を既に提出しているため、必要がないと教育長が認めるときは、この限りではない。
- (9) 契約に要する経費は落札者の負担とする。

## 7 契約保証金

- (1) 契約の相手方は、入札公告等において契約保証金を納付すべきこととされた場合にあつては、指定の期日までに契約金額の100分の10以上の額の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を所定の手続に従い納付しなければならない。ただし、次の各項目の一に該当するときは、これを納めないことができる。

なお、履行保証保険契約の場合で、本契約を締結しなければ保険契約の締結ができない場合は、保険契約締結後、直ちにその保険証券を教育長に寄託しなければならない。

  - (ア) 契約人が保険会社との間に長野県教育委員会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - (イ) 契約人が金融機関等とこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証契約を締結したとき。
  - (ウ) 契約人が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (2) (1)の契約保証金に代わる担保の種類及び価額は、4の(2)の入札保証金の規定を準用する。
- (3) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは、長野県教育委員会に帰属するものとする。
- (4) 契約の相手方が納付した契約保証金等は、契約に基づく給付が完了したときその他契約保証金等を返還する事由が生じたときは、これを還付するものとする。
- (5) 契約人が契約を履行しないときは、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として納付しなければならない。
- (6) 契約保証金には利子を付さないものとする。

## 8 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から起算して5日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名して押印し、さらに予算執行者が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) (2)の場合において予算執行者が記名して押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

- (5) 予算執行者が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

## 9 契約条項

別添建設工事請負契約書（案）のとおり。

## 10 受注者に求められる義務

- (1) 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。
- (2) 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から起算して30日以内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場制作を含む工事における工場制作工のいずれかに着手することをいう。）をしなければならない。
- (3) 受注者は、前号により工事に着手したときは、着手した旨を発注者に届け出なければならない。
- (4) 受注者は、建設業法に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者並びに工事現場における施工体制の把握要領に規定する技術者を、配置しなければならない。
- (5) 受注者は契約した工事を下請契約を締結して施工するときは、その下請けの状況を文書で教育長に報告しなければならない。
- (6) 受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は受注者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）がなければならない。

## 11 入札者に事前に確認を求める事項

- (1) 入札参加者又はその代理人は、次に掲げる書類を平成29年7月25日（火）正午までに県立長野図書館長あて提出しなければならない。
  - (ア) 一般競争入札参加申請書（様式1）
  - (イ) 本工事に係る平成29年7月12日付け公告5及び入札説明書2に掲げる資格を有することを証する書類
  - (ウ) 入札保証金免除の審査のための過去2年間の公共工事の施工実績（様式2）
- (2) 別記6(2)にあたる期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 12 その他必要な事項

- (1) 予算執行者の所属する部局の名称及び所在地は、別記3のとおり。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は契約の相手方が本工事に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 本工事についての照会先は、別記4のとおり。
- (4) 建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書は、別記3で交付する。

## 別 記

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 工事名  
県立長野図書館外壁改修工事
- (2) 工事箇所名  
長野市若里1-1-4 県立長野図書館
- (3) 工事概要  
外壁改修（外壁タイルの剥落防止工事）
- (4) 工期  
工事開始日から3.5か月以内

### 2 入札手続等

- (1) 入札及び開札日時  
平成29年8月1日（火） 午後1時30分
- (2) 入札及び開札場所  
県立長野図書館 第1会議室

### 3 入札説明書及び設計図書等の交付場所、問い合わせ先

長野市若里1-1-4 （郵便番号380-0928）  
県立長野図書館 総務課  
電話番号026-238-4500

入札説明書及び設計図書の縦覧等については、平成29年7月12日付け公告（インターネット）8を参照してください。

### 4 本工事の設計図書等の照会先

長野市若里1-1-4 （郵便番号380-0928）  
県立長野図書館 総務課  
電話番号026-238-4500

### 5 入札保証金等の提出先

提出が必要な場合は、上記3で交付する納付書により納付すること。なお、4(4)から(7)に該当する場合は、3に記載の問い合わせ先へ照会のうえ、指示に従うこと。

### 6 書類の提出期限及び場所

- (1) 提出書類  
一般競争入札参加申請書（様式1）  
本工事に係る平成29年7月12日付け公告5に掲げる資格を有することを証する書類  
経営事項審査結果通知書  
納税証明書  
入札保証金免除のための過去2年間の公共工事の施工実績（様式2）
- (2) 提出期限  
平成29年7月25日（火） 正午
- (3) 提出場所  
県立長野図書館 総務課

# 入 札 書 (第 回)

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり入札します。

## 記

工事名	県立長野図書館外壁改修工事
工事箇所名	長野市若里1-1-4 県立長野図書館
入札金額	
備 考	



# 見 積 書 (第 回)

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(代理人氏名

印)

縦覧に供せられた建設工事請負契約書（案）、設計図書及び入札説明書並びに現場を熟覧し、承諾した上で下記のとおり見積もります。

## 記

工事名	県立長野図書館外壁改修工事
工事箇所名	長野市若里1-1-4 県立長野図書館
入札金額	
備 考	

(別紙様式)

入 札 辞 退 届

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

次の工事について、下記の理由により入札を辞退します。

工事名 県立長野図書館外壁改修工事

工事箇所 長野市若里 1-1-4 県立長野図書館

記

---

---

# 一般競争入札参加申請書

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也様

住 所

商号又は名称

代表者氏名



建築一式工事の資格総合点数 \_\_\_\_\_ 点

「県立長野図書館外壁改修工事」の入札に参加したいので、申請に要する資料を添えて申請します。

1 申請に要する資料

平成29年7月12日付け公告（インターネットホームページ掲載）5に掲げる資格を有することを証する書類、経営事項審査結果通知書及び納税証明書

委 任 状

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也様

委任者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

(届出済代理人氏名

印)

下記のとおり権限を代理人（復代理人）に委任します。

記

- 1 工事名 県立長野図書館外壁改修工事
- 2 委任事項 入札及び見積りに関すること。
- 3 受任者
  - (1) 住 所
  - (2) 名 称
  - (3) 職氏名及び使用印

印

# 誓 約 書

平成 年 月 日

県立長野図書館長 平賀 研也様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

印

県立長野図書館長が実施する「県立長野図書館外壁改修工事」に係る入札への申込みにあたって、下記の事項を誓約します。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴委員会が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

## 記

- 1 現在、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項又は財務規則（昭和 42 年長野県規則第 2 号）第 120 条第 1 項に規定する者に該当しません。
- 2 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 28 条第 3 項の規定により営業停止の処分を受けている者に該当しません。
- 3 長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成 23 年 3 月 18 日付け 22 建政技第 337 号）に基づく入札参加停止の措置を受けている者に該当しません。
- 4 自己又は自社の役員及び支店若しくは営業所を代表する役員以外の者が、長野県暴力団排除条例（平成 23 年長野県条例第 21 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者に該当しません。
- 5 契約の相手方として不適当な行為をする次の者に該当しません。
  - (1) 暴力的な要求行為を行う者
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求を行う者
  - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
  - (4) 偽計又は威力を用いて県の業務を妨害する行為を行う者
  - (5) その他 (1) から (4) に準じる行為を行う者